

子どもの預かりサービスの在り方 に関する主な論点

平成26年8月4日

1. 届出制等の対象範囲の在り方について

1 自治体に対する調査結果をみると、現行制度では届出義務が課されていない5人以下の乳幼児を保育する施設について、把握している自治体は少ないことを踏まえ、届出義務の範囲をどのように考えるか。

例えば、

- ・ 小規模な単位で、
- ・ 必ずしも施設を伴わない形態で行われる認可外の居宅訪問型保育事業等

について、どう考えるか。

※ 現行制度では認可外保育施設のみが届出の対象であるが、新制度では施設を伴わない形態で行われる認可外の事業も届出の対象となっている。

2 その際、現行制度では届出義務が課されていない以下の場合について、どう考えるか。

ア 事業所内保育施設

- ・ 現行制度においては、一般的に利用者を当該事業所の労働者に限定し広く利用者の募集を行わないことや、設置者である事業者側と利用者である労働者側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外とされている。

イ 事業者が顧客のために設置する施設

- ・ 現行制度においては、一般に利用者を顧客に限定し広く利用者の募集を行わないことや、保護者が近くにいることが想定されることから、届出制の対象外とされている。

ウ 親族間の預かり合い

- ・ 現行制度においては、一般に利用者の募集を行わないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外とされている。

エ 一時預かり事業を行う保育所以外の施設、児童福祉法第三十四条の十四第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設、及び学校教育法に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

- ・ 現行制度においては、他の制度により指導が行われることから、届出制の対象外とされている。

オ 臨時に設置される施設

- ・ 現行制度においては、半年を限度に臨時に設置される施設については、届出制に基づく地域住民に対する情報提供を行ったときには既に施設自体が存在しないことが想定されることから、届出制の対象外とされている。

3 届出制の対象範囲については省令で規定されているが、上記を踏まえた改正省令の施行日について、どう考えるか。

※届出義務の範囲の拡大に伴う地方自治体の体制整備に要する期間や事業者への周知期間等に留意が必要。

2. 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方について

新制度において、居宅訪問型保育事業等が地域型保育給付の対象となり、市町村による認可を受ける居宅訪問型保育事業等が創設される。認可を受けていない居宅訪問型保育事業等については、従来の認可外保育施設指導監督基準がそのままでは適用できないことから、別の基準を設ける必要がある。今回の事件後に行った実態調査結果を踏まえ、例えば、下記のような基準を新たに追加することについて、どう考えるか。

- (1) 保育士資格を有しない者に対し研修を受講させることについて、どう考えるか。
※現在の認可外保育施設指導監督基準では、保育士資格を有しない者に対する研修の受講を求めている。
- (2) インターネットのマッチングサイトを通じて顧客の募集を行う事業者に対して、利用するインターネットサイトを都道府県等に届け出させることについて、どう考えるか。
- (3) 事業を実施するにあたって、賠償責任保険への加入について、どう考えるか。
※認可保育所に対しても、加入の義務付けがなされていないことに留意が必要。
- (4) 保育終了後、保育者から利用者への子どもの様子の報告を求めることについて、どう考えるか。
- (5) 事業者は、事前に利用者が保育者の情報確認ができるようにすることについて、どう考えるか。

3. マッチングサイトへの対応の在り方について

マッチングサイトを利用している保育者は基本的に個人であり、法人・事業所が利用しているケースは、ほとんどなく、また、マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。

インターネット上のサイト運営者は、自ら子どもの預かりサービスを行っているわけではなく、単に事業者と利用者が会うことのできる掲示板等を提供しているに過ぎないため、インターネット上のサイト運営者に対して、児童福祉の観点からの規制、法令上の義務付け等を行うことは困難。

- その一方で、マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、サイト運営者に遵守してもらうべきガイドラインを作成することについて、どのように考えるか。
- また、マッチングサイトを使う事業者及び利用者が一定のルールを遵守するよう、サイト運営者から要請してもらうことについて、どのように考えるか。
- マッチングサイトを使う事業者及び利用者に対する一定のルールについては、本年3月19日に厚生労働省において示した「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を見直し、それをもとに検討してはどうか。

(参考) ベビーシッターなどを利用するときの留意点 (平成26年3月19日公表)

本年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1. まずは情報収集を

保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。情報収集にあたっては、市町村の情報や公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリスト(<http://www.acsajp/hm/joining/list.htm#area08>)などを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

2. 事前に面接を

実際に子どもをベビーシッターに預ける前に、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。

4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

5. 登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター(※)の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。

※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイト(<http://www.acsa.jp/htm/license>)を参照してください。

6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているか確認しましょう。

7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。

8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者等にすぐ相談しましょう。

4. 情報提供等の在り方について

現行制度の下では、保育ニーズへの対応は認可保育所が行うことを基本としている。その一方で、夜間や宿泊も含めた個別的な対応を必要とする子どもの保育ニーズ、一時的・突発的な保育ニーズなどに対して、子育て短期支援事業、一時預かり事業などの対応を行ってきている。

子ども・子育て支援新制度では、各市町村において各種の子育て支援事業についての住民に対するニーズ調査を行い、事業計画を策定することとしており、ニーズを踏まえて市町村が子育て支援サービスの整備をすることを基本としている。

- 子育て支援サービスの整備が必要であることと併せ、きめ細かな保育ニーズに対応する子育て短期支援事業、一時預かり事業等の利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者に的確に伝わっていないことが課題であり、利用者がニーズに応じて的確に子どもの預かりサービスを利用できるようにするため、どのような情報提供等の在り方が考えられるか。
- 例えば、厚生労働省においては、子育て家庭が居住している地域の子育て支援サービスを容易に検索することができるよう、各市町村においてHP上で次の情報提供イメージのような子育て支援サービス一覧のリンクシステムを構築するよう各自治体に協力依頼を行っている。具体的には、都道府県、厚生労働省においてリンクを張ることにより、広く利用者に情報提供を行い、また、併せて、利用者支援事業により多様な子育て支援サービスを利用者のニーズに応じて的確に利用できるように支援を行うこととしている。
- また、認可外保育施設から届出のあった項目について、利用者の施設選択に資するよう情報を公表(都道府県・指定都市・中核市)することとされている。今回、認可外の居宅訪問型保育事業等が新たに届出対象となった場合、個人事業主が増加するため、事業者の名称などの公表方法について、実効性のあるものとなるよう留意が必要ではないか。

子育て支援サービスのHP 情報提供イメージ図

厚生労働省 HP

～各都道府県における子育て支援サービスについて～

1 北海道	http://・・・
}	}
47 沖縄県	http://・・・

リンクを張る

～各都道府県におけるひとり親支援策について～

1 北海道	http://・・・
}	}
47 沖縄県	http://・・・

リンクを張る

都道府県 HP

～管内市町村における子育て支援サービスについて～

〇〇市	http://・・・
}	}
××村	http://・・・

～管内市町村におけるひとり親支援策について～

〇〇市	http://・・・
}	}
××村	http://・・・

△△市 HP

～△△市における子育て支援サービスについて～

・保育所、幼稚園、認定こども園

××保育所	http://・・・
}	}

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※※保育室	http://・・・
}	}

・一時預かり事業、子育て短期支援事業等

〇〇センター	http://・・・
}	}

リンクを張る

・認可外保育施設 等の利用可能な施設・事業を記載

☆☆託児所	http://・・・
}	}

～△△市におけるひとり親支援策について～

児童扶養手当	http://・・・
}	}